

ご存じですか？

消費生活用製品安全法に基づく

重大製品事故報告制度

製造・輸入事業者は重大製品事故の報告義務があります。

製造・輸入事業者の皆さま

- 重大製品事故が生じたことを知ったときは、知った日を含めて**10日以内**に、消費者庁に報告しなければなりません。
(第35条第1項など)
- **事故情報を収集し、消費者に適切に情報提供**するよう努めなければなりません。(第34条第1項)
- 事故原因を調査し、危害の発生・拡大を防止する必要があるときは、**製品の自主回収等**を行うよう努めなければなりません。
(第38条第1項)

販売事業者の皆さま (一部、修理事業者、設置工事事業者にも適用されます。)

- 重大製品事故が生じたことを知ったときは、**製造・輸入事業者**に通知するよう努めなければなりません。(第34条第2項)
- **事故情報を収集し、消費者に適切に情報提供**するよう努めなければなりません。(第34条第1項)
- 製造・輸入事業者の行う**製品の自主回収等に協力**するよう努めなければなりません。(第38条第2項)

「消費生活用製品」とは？

主として一般消費者の生活の用に供される製品が該当します。

以下の製品は本制度の対象外です。

- ・船舶、船舶用品等
- ・食品、添加物、洗剤
- ・消防器具等
- ・毒物、劇物
- ・道路運送車両やその装置等
- ・LPガスボンベ等
- ・猟銃等
- ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等

「重大製品事故」とは？

製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外で以下に該当するもの

- ・死亡事故
- ・治療期間30日以上を負傷・疾病
- ・後遺傷害事故
- ・一酸化炭素中毒事故
- ・火災

事故原因が不明であっても事故を報告する必要があります。

Q&A

どのような場合が報告対象になるのでしょうか？

- 経年劣化により食器乾燥機の電線コードが断線し、そこから発火して火災になった**
一般に、「経年劣化」によって重大製品事故が発生した場合には、それが「製品の欠陥でないことが明らか」とはいえないことから、報告の対象となります。
- 家庭向けにも販売されているガス湯沸器を事務所で使用し、一酸化炭素中毒が発生した**
家庭向けにも販売しているガス湯沸器は消費生活用製品となります。そのため、事務所で使用して一酸化炭素中毒事故が発生した場合であっても、報告の対象となります。
- 製品設置の際の電気配線のミスで火災が発生した**
製品を設置した事業者が、当該製品の製造又は輸入事業者の指揮監督下になく、当該火災の出火原因が、設置事業者のミスであると公的機関により明確にされ、当該製品の調査が終了となっている場合を除いて、全て報告の対象となります。
- 国内でも製造・販売されている同型のノートブックパソコンが、米国の民家で発火し、家屋が半焼した**
海外で発生した重大製品事故は、報告の対象外となります。

Q&A

重大製品事故の見極め

- 警察、消防、病院等からの連絡で重大製品事故の発生を知ったものの情報が少なく、被害者や事故の詳細が把握できない場合であっても、消費者庁へ事故報告をしなければならないのですか**

重大製品事故の要件に該当する場合は、被害者の情報や事故の詳細が把握できていなくても消費者庁への報告が必要です。これら関係機関から情報がもたらされた場合には、製品事故に関係する情報がもたらされたと考えなければなりません。

従って、関係機関から聞き取った情報などを基に、事故の内容について分かる範囲で報告期限までに消費者庁に重大製品事故の報告をしなければなりません。

また、被害者等から直接、事故の情報を得た場合には、負傷の程度等を至急確認し、重大製品事故の要件に該当することが判明した場合には、認識した日を含め10日以内に報告書を提出する必要があります。

- 使用上の注意事項を守らずに発生した重大製品事故は報告の対象となりますか**

「製品の欠陥によって生じたものではないことが明らかな事故」に該当するか否か、不明な場合（事故原因が不明な場合も含みます）には報告書の提出が必要です。

事故情報の公表

年間約1,000件の事故情報を公表しています。

消費者庁及び経済産業省は、製造又は輸入事業者から重大製品事故の報告を受けた後、直ちに両省庁のウェブサイト上で当該事故情報を公表します。（公表日：原則、毎週火・金）

消費生活用製品安全法に基づく製品事故報告・公表制度の詳細につきましては、消費者庁ウェブページをご参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#product_safety_law

重大製品事故報告の報告書の様式や記載例、事故報告制度について詳しく解説した「事業者用ハンドブック」などをダウンロードすることができます。



お問合せ先：消費者庁消費者安全課（TEL: 03-3507-9204（事業者専用））